障がい福祉サービスの利用の流れ



R7. 5. 21 なないろ



合同会社サンクスシェア 相談支援専門員 田中



指定特定相談支援事業者(計画作成担当)と障害福祉サービス事業者の関係

ビス等利用計画の変更 サ ス

担 当 者 숲

ŧ 4 ン

継続サ

ニタリング)ービス利用支援

(サービスの提供)個別支援計画の実施

個別支援計画 個別支援会議

個別支援計画 0

原案

セスメン

支給決定(市町村) 担 当 者 숲

サ

ス

ビス等利用計画

#

ビス等利用計画案

セスメン

相談支援事業者

ビス事業者







サンクスシェア ファイル

福岡市から手紙が 届きました

生活の中で困った ことがあります

福祉に関すること

- 受給者証に関すること(⑥・⑨参照)
- 障がい者手帳に関すること
- 自立支援医療に関すること
- 介護保険に関すること
- その他

生活に関すること

- 体調の悩み ・事業所での悩み
- ・金銭面の悩み 生活への不安
- 家族に関すること ・子育てに関すること
- ・学校に関すること ・療育に関すること
- ・仕事に関すること ・住まいに関すること
- 介護に関すること



いつでもお電話ください!

田中携帯:090-8624-8882 松本携帯:080-9102-8883

高倉携帯:080-3907-8884

どのような電話にも心を込めて対応します!

https://smappon.jp/yra3m14h QRコードはこちら→ 回じます。

- 表紙
- 福祉サービス申請~利用手続き(新規者編)
- 福祉サービス申請~利用手続き(契約者編)
- 用語解説(アセスメント・サービス等利用計画編)
- 用語解説(受給者証・担当者会議編)
- 用語解説(モニタリング・障がい支援区分編)
- 解説(計画相談編)
- 解説(基本相談・計画相談編)
- 用語解説(相談支援専門員編)
- 1 0 解説(特定事業所加算編)
- 更新&モニタリングカレンダー

デザイン作成依頼先:





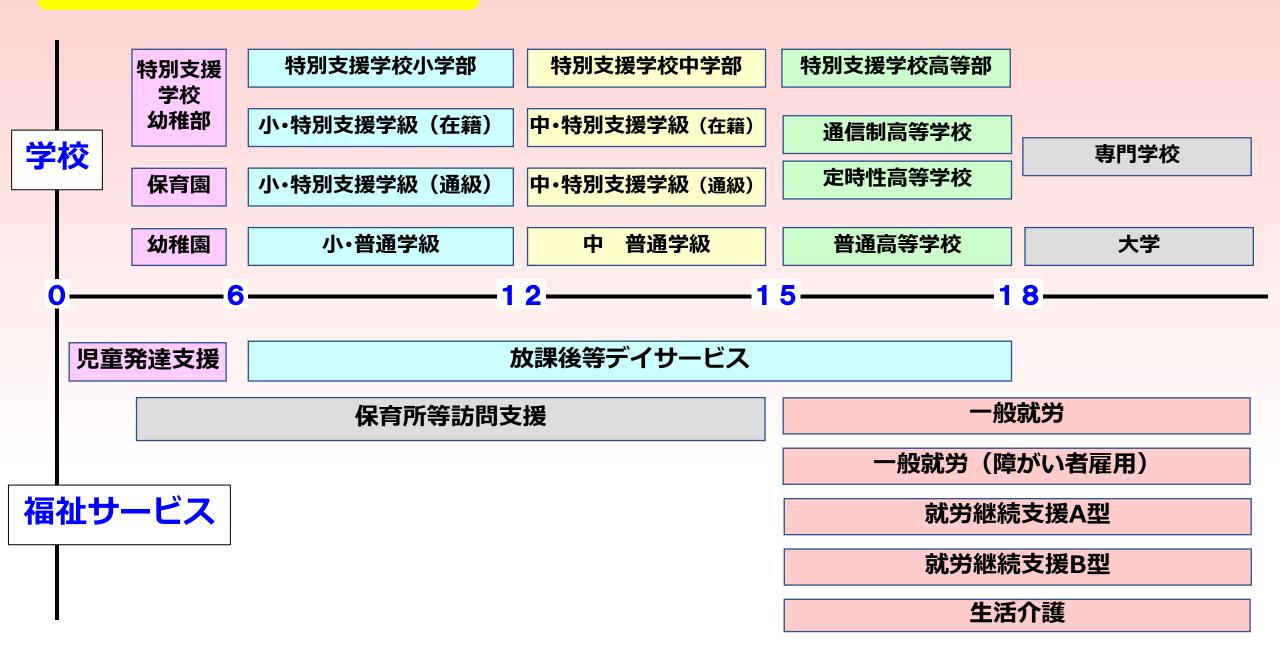
【障がい児・障がい者のくらし】



福祉サービス等の利用

子どもの主な進路選択肢





ログイン

トップ 高齢·介護

医療

障害者福祉

子ども・家庭

知りたい

子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル

不妊治療と仕事の両立支援情報



WAM NET & b

報酬改定 介護保険最新情報

ケアプランデータ連携システム利用状況

医療法人の経営情報のデータベースを活用した分析等

社会福祉法人の 財務諸表等電子開示システム





イベント・セミナー

X S RSS PRSSについて

■地域に根差した福祉・保健・医療関連のニュースを掲載しています■

📺 ニュース一覧 ▶

ニュース

新着行政情報

▶ 親子がゆっくり過ごせるカフェ、保育士たちが運営 老舗旅館の座 敷を活用

神奈川新聞 2025年5月19日(月)

▶ 防府で最新医療の現場を疑似体験 住民1000人が参加 山口県立 総合医療センター

中国新聞 2025年5月19日(月)

▶ 「佐世保音声訳の会」視覚障害者の生活を支え50周年 時代に合 わせ、人の声で情報発信 長崎新聞 2025年5月19日(月)

▶ 知的・発達障害者向けの料理レシピ載せたリーフレット 中津市が 作製、火や包丁を使わない8品紹介 大分合同新聞 2025年5月16日(金)

▶ 官民で不登校、貧困解決 「にしもろ支援会議」発足 宮崎日日新聞 2025年5月16日(金)



座敷の奥に保育士が見守るキッズスペ ースがある「あそびこ」

二二 広告欄

サイト内検索

福祉医療分野の損害保険代理店 福祉医療共済会

福祉•保健•医療関連の 企業広告コーナー

→広告掲載のご案内

山中川 福祉医療機構より

民間活動応援宣言 📙 开 🗍 独立行政法人福祉医療機構

■日日 福祉医療機構へご相談ください。

災害復旧資金等

□ 日 福祉・医療貸付事業 施設整備等の融資相談の ご予約はこちら

好評 配信中

介護施設のための 建築セミナー

社会福祉振興助成事業 オンライン学習会 事業継続を見据えた事業計画 に助成金を活かすには(視聴無料)

月刊誌出井田 購読はこちら 「一時保護時の司法審査」 創設について

『知る』福祉サービス

児童福祉

児童福祉法に基づくサービス

- 助産施設
- 乳児院
- 保育所
- 障害児相談支援
- 児童発達支援センター
- 保育所等訪問支援
- 児童自立支援施設
- 児童家庭支援センター
- 小規模保育事業
- ▼ 家庭的保育事業
- 居宅訪問型保育事業

- 母子生活支援施設
- > 児童養護施設
- 児童心理治療施設
- 障害児入所施設
- 放課後等デイサービス
- ▶ 児童館

- ▶ 事業所内保育事業
- 小規模住居型児童養育事業

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)に基づくサービス

<u> 認定こども園</u>



『知る』福祉サービス

障害者福祉

サービス一覧		訓練のためのサービス	
在宅生活を支援するサービス		▶ 自立訓練(機能訓練)	▶ 自立訓練(生活訓練)
▶ 居宅介護 (ホームヘルプ)▶ 重度障害者等包括支援	重度訪問介護短期入所(ショートステイ)	▼ 宿泊型自立訓練▼ 就労継続支援A型(雇用型)	> 就労移行支援> 就労継続支援B型(非雇用型)
外出を支援するサービス		相談支援に関するサービス	■ 批评字業本項
▶ 行動援護	> 同行援護	─ <u>地域移行支援</u><u>サービス利用支援</u>	地域定着支援継続サービス利用支援
昼間の生活を支援するサービス		<u>自立支援医療</u>	
	▶ 生活介護	<u>地域生活支援事業</u>	
住まいの場としてのサービス		一 補装具	

9. 手当 - 年金

- (1)特别児童扶養手当
- (2)障害児福祉手当

▶ 共同生活介護(ケアホーム)※

施設入所支援

- (3)特別障害者手当
- (4)障害者基礎年金

10. 税金の搭除・減免

▼ 共同生活援助(グループホーム)

- (1)所得税・市県民税の格除
- (2)自動車税・自動車取得税 軽自動車税の減免

12. 情報は関すること

- (1)NHK受割初免除
- (2)携帯電話の割りサービス

11. 交離躬制度

- (1)鉄道運賃の割引
- (2)バス運賃の割引
- (3)タクシー運賃の割引
- (4)有料道路通行料金の書店[
- (5)航空旅客運賃の割引



目 次

第 章 子育てで気になったら	ページ
育児の相談窓口	I
先天性代謝異常等の検査	ı
乳児健康診査、 歳6か月児健康診査、3歳児健康診査	ı
新生児聴覚検査	2
障害に関する一般的な相談	3
福祉サービスに関すること	4
身体障害に関すること・知的障害に関すること	8
見えにくさに関すること	8
聞こえにくさに関すること	8
発達障害に関すること	8
難病に関すること	9
高次脳機能障害に関すること	10
心の健康に関すること	10
ひきこもりに関すること	11
その他(民生委員・児童委員、障害福祉サービスに関する苦情解決、障害者	
	- 11
総合相談、医療的ケア児専門相談窓口(医療的ケア児在宅生活ホットライン))	
第2章 施設等サービス	ページ
障害児入所施設	15
障害児通所支援	16
児童発達支援事業所一覧(児童発達支援センター)	17
児童発達支援事業所一覧	17
放課後等デイサービス事業所一覧	20
居宅訪問型児童発達支援事業所一覧	26
保育所等訪問支援事業所一覧	26
障害児保育	27
地域共生ステーション	27

障害者スポーツ教室	28
障害者スポーツ体験教室	29
障害者手帳等により割引が受けられる公共施設	29
第3章 在宅福祉サービス	ページ
障害福祉サービス	30
地域生活支援事業	30
補装具費(購入・修理)の支給	31
日常生活用具の給付・貸与	32
命の72時間事業	33
ヘルプマーク・ヘルプカード	33
パーキングパーミット制度	34
みんなのトイレ	34
子育てし大県"さが"タクシー	35
さがすたいる ウェブサイト	37
第4章 障害者手帳	ページ
障害者手帳	38
第二条 医毒素医胆子子长	
第5章 医療費に関する支援	ページ
第5章 医療質に関する支援 自立支援医療の給付	ページ 39
自立支援医療の給付	39
自立支援医療の給付 重度心身障害者医療費助成制度	39 40
自立支援医療の給付 重度心身障害者医療費助成制度 小児慢性特定疾病医療費助成制度	39 40 40
自立支援医療の給付 重度心身障害者医療費助成制度 小児慢性特定疾病医療費助成制度 指定難病医療費助成制度	39 40 40 40
自立支援医療の給付 重度心身障害者医療費助成制度 小児慢性特定疾病医療費助成制度 指定難病医療費助成制度 子どもの医療費助成制度	39 40 40 40 41
自立支援医療の給付 重度心身障害者医療費助成制度 小児慢性特定疾病医療費助成制度 指定難病医療費助成制度 子どもの医療費助成制度 ひとり親家庭等医療費助成	39 40 40 40 40 41
自立支援医療の給付 重度心身障害者医療費助成制度 小児慢性特定疾病医療費助成制度 指定難病医療費助成制度 子どもの医療費助成制度 ひとり親家庭等医療費助成 佐賀県軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業	39 40 40 40 41 41 41
自立支援医療の給付 重度心身障害者医療費助成制度 小児慢性特定疾病医療費助成制度 指定難病医療費助成制度 子どもの医療費助成制度 ひとり親家庭等医療費助成 佐賀県軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業 障害児施設医療費	39 40 40 40 41 41 41 42 43
自立支援医療の給付 重度心身障害者医療費助成制度 小児慢性特定疾病医療費助成制度 指定難病医療費助成制度 子どもの医療費助成制度 ひとり親家庭等医療費助成 佐賀県軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業 障害児施設医療費 障がい者歯科保健地域協力医制度	39 40 40 40 41 41 41 42 43
自立支援医療の給付 重度心身障害者医療費助成制度 小児慢性特定疾病医療費助成制度 指定難病医療費助成制度 子どもの医療費助成制度 ひとり親家庭等医療費助成 佐賀県軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業 障害児施設医療費 障がい者歯科保健地域協力医制度 産科医療補償制度	39 40 40 40 41 41 42 43 43
自立支援医療の給付 重度心身障害者医療費助成制度 小児慢性特定疾病医療費助成制度 指定難病医療費助成制度 子どもの医療費助成制度 ひとり親家庭等医療費助成 佐賀県軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業 障害児施設医療費 障がい者歯科保健地域協力医制度 産科医療補償制度	39 40 40 40 41 41 42 43 43 43
自立支援医療の給付 重度心身障害者医療費助成制度 小児慢性特定疾病医療費助成制度 指定難病医療費助成制度 子どもの医療費助成制度 ひとり親家庭等医療費助成 佐賀県軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業 障害児施設医療費 障がい者歯科保健地域協力医制度 産科医療補償制度 第6章 経済的支援 障害児福祉手当	39 40 40 40 41 41 42 43 43 43 44
自立支援医療の給付 重度心身障害者医療費助成制度 小児慢性特定疾病医療費助成制度 指定難病医療費助成制度 子どもの医療費助成制度 ひとり親家庭等医療費助成 佐賀県軽度・中度難聴児補聴器購入費助成事業 障害児施設医療費 障がい者歯科保健地域協力医制度 産科医療補償制度 第6章 経済的支援 障害児福祉手当 特別児童扶養手当	39 40 40 40 41 41 41 42 43 43 43 44 44





特別支援教育就学奨励費の支給 高額障害児(通所・入所)給付費 JR 鉄道運賃の割引 バス運賃の割引 タクシー運賃の割引 福祉タクシー券の給付 県営住宅への優先入居 有料道路通行料金の割引(高速道路 NHK放送受信料の減免 郵便料金の割引

第7章

通級による指導

特別支援学級

訪問教育

特別支援学校

就学相談

障がいのあるお子さん向け 子育てサポート 福岡市こども未来局

令和3年度版

ハンドブック

令和4年1月

₩ 佐賀県

【表紙の絵は、令和3年度「障害者週間のポスター (小学生部門)」佐賀県最優秀賞作品です。】

52 巡回相談 53 見え方や聞こえ方に不安を感じているお子さんへの早期教育 佐賀県教育センター 53 佐賀県内の特別支援学校一覧 54 第8章 理解を深める ページ 療育支援センター研修事業 56 子育てに関する連続講座 56 プライドプログラム 56 佐賀県立盲学校公開講座 点字・点訳ボランティア入門 57

ライフステージごとの支える仕組み

各機関連絡先一覧表

第9章 ライフステージごとの支える仕組み

各機関連絡先一覧



行政機関連絡先一覧

●母子保健福祉に関すること

県保健福祉事務所

名称	所在地	電話番号	管轄区域
佐賀中部保健福祉事務所	〒849-8585 佐賀市八丁畷町 I-20	0952-30-2183	佐賀市・多久市・小城市・ 神埼市・吉野ヶ里町
唐津保健福祉事務所	〒847-0012 唐津市大名小路 3-1	0955-73-4228	唐津市・玄海町
鳥栖保健福祉事務所	〒841-0051 鳥栖市元町 1234- I	0942-83-2172	鳥栖市・基山町・ 上峰町・みやき町
伊万里保健福祉事務所	〒848-0041 伊万里市新天町 122-4	0955-23-5187	伊万里市・有田町
杵藤保健福祉事務所	〒843-0023 武雄市武雄町昭和 265	0954-23-3174	武雄市・鹿島市・嬉野市・ 大町町・江北町・白石 町・太良町

●指定難病医療費助成に関すること

県保健福祉事務所

名称	所在地	電話番号	管轄区域
佐賀中部保健福祉事務所	〒849-8585 佐賀市八丁畷町 I-20	0952-30-1673	佐賀市・多久市・小城市・ 神埼市・吉野ヶ里町
唐津保健福祉事務所	〒847-0012 唐津市大名小路 3-1	0955-73-4187	唐津市・玄海町
鳥栖保健福祉事務所	〒841-0051 鳥栖市元町 1234- I	0942-83-3579	鳥栖市・基山町・ 上峰町・みやき町
伊万里保健福祉事務所	〒848-0041 伊万里市新天町 122-4	0955-23-5186	伊万里市・有田町
杵藤保健福祉事務所	〒843-0023 武雄市武雄町昭和 265	0954-22-2105	武雄市・鹿島市・嬉野市・ 大町町・江北町・白石 町・太良町

●児童福祉に関すること

児童相談所

名称	所在地	電話番号	管轄区域
中央児童相談所	〒840-0851 佐賀市天祐一丁目 8-5	0952-26-1212	県内全域 (北部管轄市町を除く)
北部児童相談所	〒847-0012 唐津市大名小路 3-1	0955-73-1141	唐津市・伊万里市・ 玄海町・有田町

鳥栖市にお住まいの方

◇ 鳥栖市役所 (〒841-8511 鳥栖市宿町 1118)

内 容	担当課	電話番号	FAX 番号
障害福祉に関すること	高齢障害福祉 課	0942-85-3642	0942-85-2009
民生委員・児童委員に関すること	地域福祉課	0942-85-3553	0942-85-2009
障害児保育に関すること	こども育成課	0942-85-3552	0942-85-2009
地域子育て支援拠点(子育てサロン) に関すること	こども育成課	0942-85-3552	0942-85-2009
小児慢性特定疾病児等 日常生活用具の給付に関すること	高齢障害福祉 課	0942-85-3642	0942-85-2009
こどもの医療費助成に関すること	こども育成課	0942-85-3552	0942-85-2009
ひとり親家庭等医療費助成 児童扶養手当に関すること	こども育成課	0942-85-3552	0942-85-2009
住民税(非課税世帯の対象)に関すること	税務課	0942-85-3588	0942-82-1994

◇ 鳥栖市役所(〒841-0037 鳥栖市本町 3-1496-1 保健センター)

内 容	担当課	電話番号	FAX 番号
母子保健に関すること (育児の相談、乳幼児の健康診査・検査等)	健康増進課	0942-85-3650	0942-85-3652

◇ 鳥栖市教育委員会(〒841-8511 鳥栖市宿町 1118)

内 容	担当課	電話番号	FAX 番号
特別支援教育就学奨励費に関すること	教育総務課	0942-85-3691	0942-83-0042
特別支援教育に関すること	学校教育課	0942-85-3520	0942-83-0042

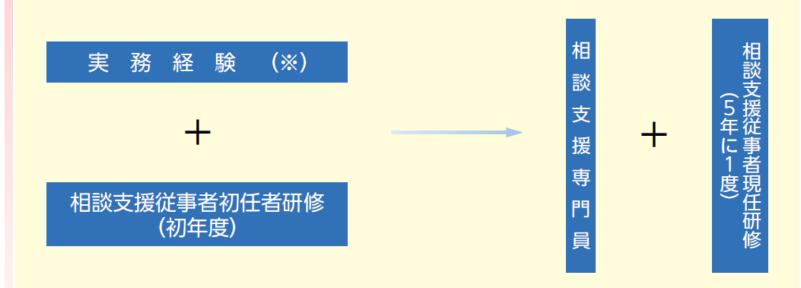
【相談支援】



相談支援専門員ってどんな人?

障害のある人が自立した 日常生活や社会生活を送 ることができるよう、全 般的な相談支援を行う

障害のある人が自立した日常生活、 社会生活を営むことができるよう、障 害福祉サービスなどの利用計画の作成 や地域生活への移行・定着に向けた支 援、住宅入居等支援事業や成年後見制 度利用支援事業に関する支援など、障 害のある人の全般的な相談支援を行う。



※障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における相談支援・介護等の業務における実務経験(3~10年)

〇〇しやすくする人

生活 仕事 暮らし 学び 余暇 人間関係・・・



相談支援ってなんのため?

障がい児者やその家族の方々が、

さまざまなサービスを利用しながら、

地域の中でその人らしい暮らしを続けていくために、

あらゆる相談を受け止め、常に本人の立場に立って、

- 「望んでいることは何か」
- ・「何を支援すればよいか」
- ・「支援をするときに地域の社会資源はどんな状況か」

など、さまざまな視点をもって、本人を中心に、家族、支援者、行政

等とネットワークを構築しながら行う支援です。



どんな仕事をするの?

【① 基本相談支援】

- ・福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等)
- ・社会資源を活用するための支援(各施設への助言、指導等)
- ・社会生活力を高めるための支援
- ・権利擁護のために必要な援助
- ・専門機関の紹介など

【② 計画相談支援】

- ・サービス等利用計画の作成
- ・サービス等利用計画の見直し(モニタリング)



- ・本人や家族だけでなんでもやら なくちゃならない
- ・それぞれの関係機関と、一つ一つつながりをつくらなくちゃならない
- ・専門的なことがよくわからない
- ・本人や家族だけで連携するチームをつくらなくちゃならない
- ・相談するところがよくわからなくて悩みを抱えてしまう
- ・人が変わると対応ががらっと変わってしまって戸惑う



- ・本人や家族で対応が難しい部 分を代行してくれる
- ・専門家との橋渡しをしてくれる
- ・専門的な情報提供を頼むこと ができる
- ・関係機関のチーム作りをして くれる
- ・長い期間に渡って人生に寄り 沿ってくれる
- 困ったことについていつでも 相談しやすい
- ・支援の方向性について、関係 機関と共有できる

